

6月のお給料手取りが3万円増える？

令和6年6月1日に定額減税が開始されます。
所得税を3万円以上(住民税1万以上)控除する制度(1回限り)となっており、
 生活用品などの値上げに対応する政府の措置とされております。
 どのような制度でしょうか。以下に概要を記載させていただきます。



制度の概要

◆対象者

R6年合計所得が1,805万以下(給与収入のみの場合2,000万以下)である居住者

◆定額減税額(住民税減税額は以下3万を全て1万に置き換え)

○本人 30,000円

○同一生計配偶者 又は 扶養親族(共に居住者のみ)※ 30,000円/1名

※配偶者は合計所得48万以下。扶養親族は控除対象扶養親族のほか、16歳未満の扶養親族も対象

◆実施方法(記載は所得税。住民税は各自治体で控除)

○給与所得者・年金受給者

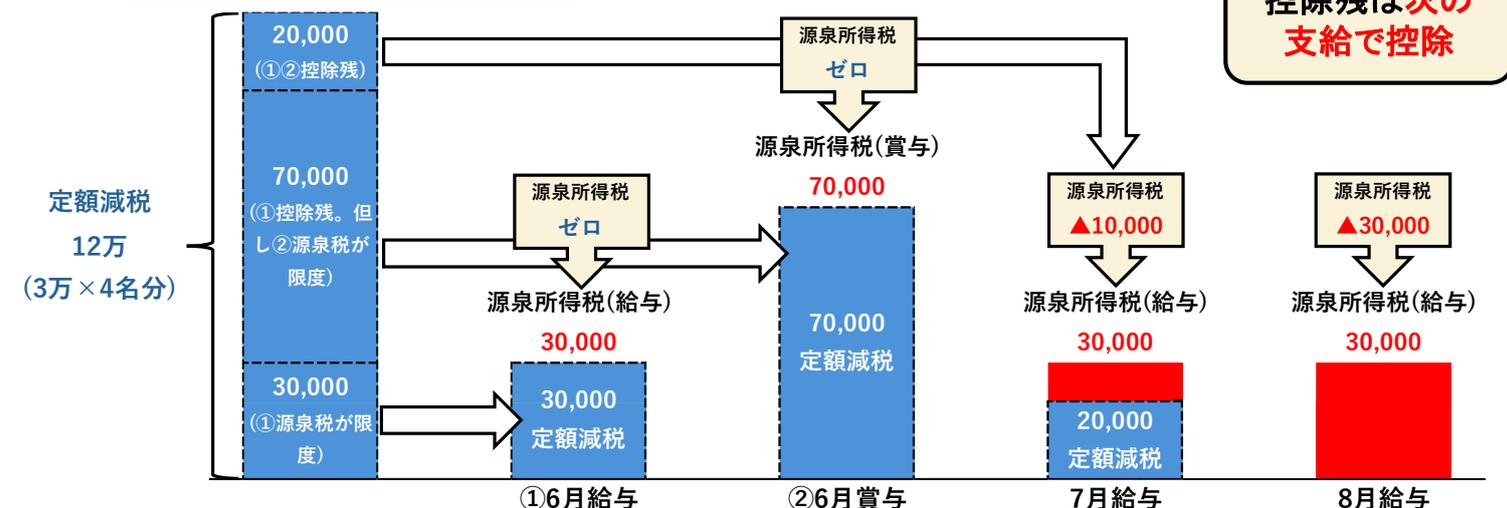
R6.6.1以降最初に支払われる給与等・年金等の源泉所得税から控除

○事業所得者等

R6年分の確定申告における所得税額から控除

◆イメージ(給与所得者の場合・所得税のみ計算)

前提：定額減税額が12万の場合(本人+配偶者+子2名 合計4名分)



先日、新卒入社した会社の同期と飲みに行きました！
 私は新卒で当時トステムという会社(現：LIXIL)に就職したのですが20代半ばで
 税理士業界へ転職。ですが当時の同期とは今でも交流があり、時々ゴルフや飲み
 会などに参加させて貰っています。
 春は新入当時を思い出すいい季節ですね！(私は怒られてばかりでしたが、、笑)
 また気持ちを新たに頑張ります。(写真、見切れてしまいました笑)